

平成30年度第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議



障害者の相談支援体制強化に向けた 方向性について（案）

平成31(2019)年3月7日
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

※この資料は、現時点での本市の考え方をまとめたものです。今後内容が変わる可能性がありますので御了承ください。

川崎市における障害者の相談支援の経緯

※◆…国の動向 ●…川崎市の動向

平成8～14年度 身体・知的・精神相談支援関連事業開始

- 身体障害者：市町村生活支援事業所（1か所）を設置（平成8年度）
- 知的障害者：地域療育等支援事業所（4か所）を設置（平成8年度）、知的障害者生活支援事業所（9か所）を設置（平成13年度）
- 精神障害者：精神障害者生活支援センター（1か所）を設置（平成14年度）

平成15年度 障害者支援費支給制度開始、相談支援事業一般財源化

- ◆措置から契約へ
- 市内すべての障害者施設・デイサービス事業所に障害者生活支援センターを併設

平成18年度 障害者自立支援法施行

- ◆障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）、サービス利用計画作成費導入
- 障害者生活支援センターを基幹型・地域型・施設型に再編

平成21年度 川崎市地域自立支援協議会に相談支援事業見直しのためのプロジェクトチームを設置

- 障害者生活支援センターの再編案を策定

平成24年度 障害者自立支援法改正

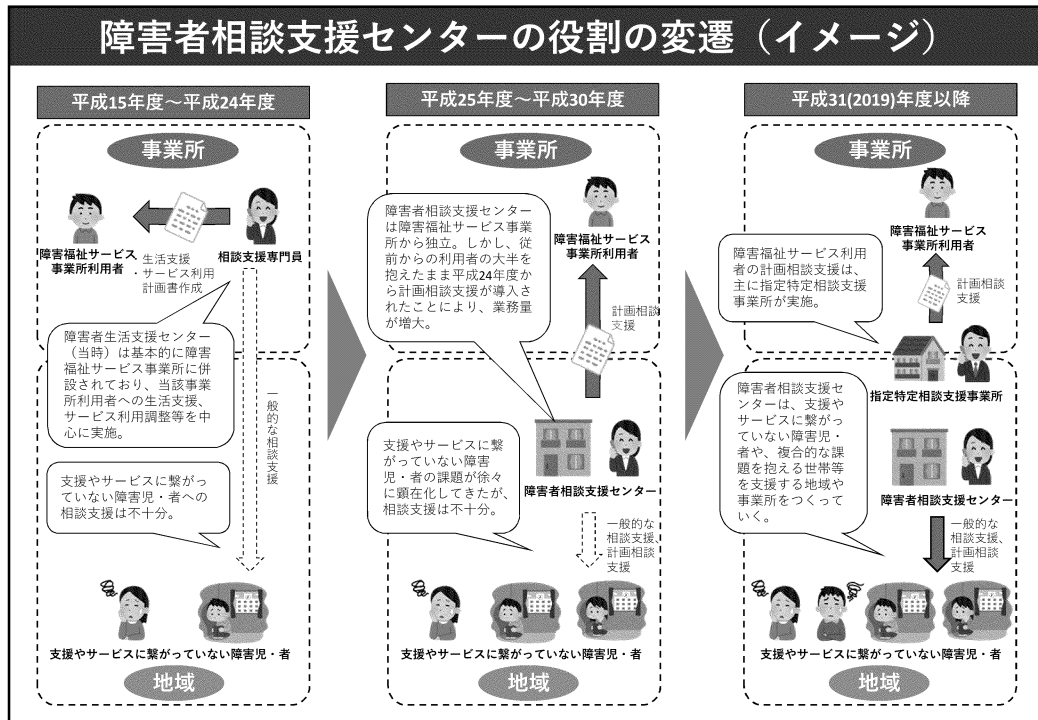
- ◆相談支援体系の見直し（特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援の創設）
- 障害者生活支援センターから障害者相談支援センターへの再編に向けた運営法人の公募実施

平成25年度 障害者生活支援センターから障害者相談支援センターへ再編

- 各区に基幹相談支援センター1か所、地域相談支援センター3か所を設置
- 再編に伴い、職員の増員、障害種別・年齢を問わない相談支援の実施、施設からの独立設置、事業所所在区担当制の導入、主任相談支援専門員資格（市独自）創設、市独自の研修体系構築、ミラクルQ導入等を実施

平成29年度 障害者相談支援センター事業の検証実施

- 再編後の障害者相談支援センター事業の検証を実施し、今後の見直しに向けた論点を整理



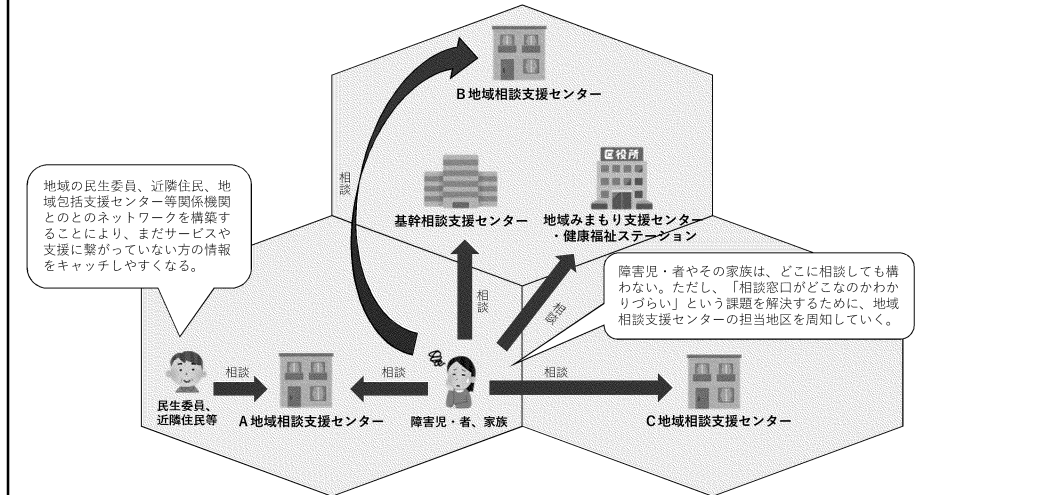
障害者相談支援センターに関連する課題への取組状況

①相談のしやすさ

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談支援センターの担当地区が決まっていないため、利用者や関係機関がどのセンターに相談したらよいのかわかりづらく、相談できずに抱え込んでしまう。 ○障害者相談支援センターから見ると、地域の関係機関とのネットワークづくりを進めづらく、社会資源の開発・改善や、必要な支援が届いていない人へのアプローチがしづらい。
平成30(2018)年度の取組状況	○相談窓口を明確化するとともに、地域の関係機関とのネットワークづくりを進めやすくするため、 地域相談支援センターに地区担当制を導入するモデル事業を実施 （平成30年度は川崎市・中原区）。
平成31(2019)年度以降の取組予定	○川崎市・中原区以外の5区においても、モデル事業の結果を踏まえて 平成31(2019)年度末までに地域相談支援センターの地区割りを行う 。
今後に向けた論点	○地区担当制導入に合わせ、地域相談支援センター間の負担均衡を図るため、 何らかの指標（人口、障害者数、利用登録者数等）を踏まえてセンター数又は職員数を変動させる等の仕組が必要ではないか 。

今後の地域相談支援センターの地区担当制のイメージ

- 地域相談支援センターを地区担当制にすることにより、地域の民生委員、近隣住民、地域包括支援センター等関係機関とのネットワークを構築し、相談が入りやすい状況をつくる。
- 地区担当以外の地域相談支援センターも初回相談は受ける。継続的な支援が必要な場合は、利用者の意向を確認しつつ、当該地域相談支援センターで引き続き支援するか、又は地区担当の地域相談支援センターや指定特定相談支援事業所等に引き継ぐ。
- 基幹相談支援センター及び地域みまもり支援センター・健康福祉ステーションも初回相談は受ける。継続的な支援が必要な場合は、利用者の意向や支援ニーズ等を勘案し、状況がある程度落ち着くまで引き続き支援を行うか、あるいは地区担当の地域相談支援センターや指定特定相談支援事業所等に引き継ぐ。



障害者相談支援センターに関連する課題への取組状況 ②基幹相談支援センターの機能強化

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターが個別支援に追われており、本来業務を十分に実施できていない。 ○主任相談支援専門員（市独自）の役割が明確でなく、一般の相談支援専門員と同一ような動きしかできていない。 ○医療系相談員の役割が明確でなく、普通の相談支援専門員と同一ような動きしかできていない。 ○主任相談支援専門員（市独自）・医療系相談員の人材確保が困難。
平成30(2018)年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの主任相談支援専門員（市独自）・医療系相談員の配置要件を緩和。 ○主任相談支援専門員資格について厚生労働省と意見交換を実施。 ○国の主任相談支援専門員養成研修に基幹相談支援センターの主任相談支援専門員（市独自）2名を派遣（1月～2月）。 ○今後の基幹相談支援センターの役割を基幹相談支援センター会議等で検討中。 ○今後の医療系相談員の役割を医療系相談員連絡会等で検討中。
平成31(2019)年度以降の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの業務を、国の地域生活支援事業実施要綱に合わせて整理し直す（平成31年4月1日付で川崎市障害者相談支援センター事業（障害者相談支援事業）実施要綱を改正予定）。
今後に向けた論点	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターにおける個別支援の比重を減らし、本来業務に専念できる体制を整備していく必要がある。 ○基幹相談支援センターの具体的な業務内容を詰めていき、将来的には「障害者相談支援センター業務マニュアル」に落とし込む必要がある。 ○国が平成30(2018)年度から主任相談支援専門員養成研修を開始するため、本市独自の主任相談支援専門員資格については、国資格への統合も含めて検討していく必要がある（その際、双方の資格取得要件の差異や、市独自の資格が委託料の加算算定要件になっていること等を考慮する必要あり）。

基幹相談支援センターの機能強化

1. 個別支援のあり方の整理

- 基幹相談支援センターは、原則として単独で個別支援（計画相談を含む）は行わず、地域相談支援センター又は指定特定相談支援事業所等と一緒にケースに関わるものとする。
- ただし、区外・市外から転入予定、施設・病院から地域移行などのケースについては、一旦基幹相談支援センターが受け止めた上で、地域相談支援センターや指定特定相談支援事業所に繋いでいく。
- なお、基幹相談支援センターは個別支援を一切実施しない方が望ましいという議論もあるが、個別支援から完全に手を引くとセンター内での人材育成が困難になり、将来的に基幹相談支援センターの質の低下を招く恐れがあることから、基幹相談支援センターにおける個別支援のあり方は慎重に検討していく必要がある。

2. 計画相談支援の削減

- 基幹相談支援センターは、平成32(2020年)年度末までに原則として計画相談ゼロを目指す。

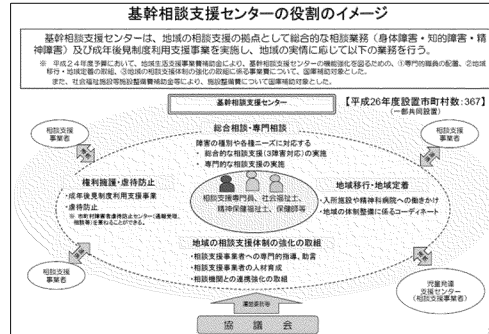
3. 主任相談支援専門員・医療系相談員の役割の整理

- 平成30年度から国が主任相談支援専門員研修を開始することから、その動向も踏まえつつ本市独自の主任相談支援専門員のあり方を検討していく。
- 今後の基幹相談支援センターのあり方を踏まえて医療系相談員の役割を整理していく。

4. 基幹相談支援センター固有の業務の整理

- 個別支援の後方支援をはじめ、総合相談・専門相談、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着といった基幹相談支援センター固有の役割について、国が示している基幹相談支援センターの役割を踏まえつつ、本市における具体的な業務内容を整理していく。

(参考) 基幹相談支援センターの役割のイメージ (厚生労働省資料)



障害者相談支援センターに関連する課題への取組状況 ③計画相談支援の充実

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センター・地域相談支援センターともに計画相談に追われ、本来業務が十分にできておらず、新規相談にもすぐに対応することができない。 ○また、基幹相談支援センター・地域相談支援センターが本来対象とするべき、障害福祉サービスや何らかの支援に繋がっていないケースへのアウトリーチが十分にできていない。 ○指定特定相談支援事業所の新規開設数の伸びが鈍く、また、既存の指定特定相談支援事業所による計画相談支援の実施件数が少ない。
平成30(2018)年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○幸区で「地域の相談支援体制強化に関するモデル事業」を実施。基幹相談支援センターから指定特定相談支援事業所の引継ぎ方法や、特定相談支援事業への参入を促すための情報提供方法等について検討中。 ○市自立支援協議会相談支援部会において指定特定相談支援事業所向けの手引きを作成中。 ○厚生労働省の相談支援専門官を招いて研修会を開催（10月27日）。
平成31(2019)年度以降の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ○指定特定相談支援事業所の拡充に向けた補助金の創設（平成31～32年度）。 ○相談支援センターの職員配置基準を一部緩和することにより、指定特定相談支援事業所を新設・拡充しやすくする。（平成31年度～）
今後に向けた論点	<ul style="list-style-type: none"> ○他分野（介護、児童等）から特定相談支援事業への大幅な新規参入は見込めないことから、現に障害福祉サービスを提供している法人に特定相談支援事業へ参入していただくことが重要である。 ○そのためには、相談支援専門員を常勤専従で配置するためには何程度程度持てば良いのか、あるいは施設職員を兼務で配置する場合にはどのような業務上の工夫が必要なのかなど、その法人の実情に応じた形で指定特定相談支援事業所を設置できるよう、行政からの情報提供や法人同士の情報交換等を活発に行っていく必要があるのではないか。

計画相談支援の充実に向けた取組

- 指定特定相談支援事業所の拡充及び計画相談支援の充実を図ることにより、障害者相談支援センターが本来業務に専念できる体制を整備していく必要がある。
- 計画相談支援を実施する上での主な課題として、①報酬が低く採算が取れない、②業務実施に必要な情報が十分に得られない、という点がこれまで指摘されてきた。そこで、これらの課題解決に向けて取り組んでいく必要がある。

1. モニタリング実施標準期間の変更

- 利用者によって柔軟に設定することを原則とし、サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、利用者との関係性の構築など支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、**モニタリングの頻度を高める**。
- 居宅介護や行動援護、同行援護、生活介護、就労継続支援等の利用者について、**平成30年10月1日以降はモニタリング実施標準期間を3月間とする**（国は平成31年4月から変更）。
- 従来のモニタリング報告書とともに、**チェック方式のモニタリング報告書を導入**（平成30年10月～）。

2. 報酬改定の内容の周知

- 障害者相談支援センターや保健福祉センター向けに制度改正説明会を開催。（平成30年4月13日）
- 指定特定相談支援事業者向け集団指導において、計画相談支援に関する説明を実施。（平成30年9月27日）
- 川崎市障害福祉施設事業協会の施設長会において、計画相談支援に関する説明を実施。（平成30年9月28日）
- 厚生労働省の相談支援専門官を講師に招き、相談支援や報酬改定に関する勉強会を実施。（平成30年10月27日）
- 各区の指定特定相談支援事業所との連絡会等において、報酬改定等の説明を実施。（随時）

3. 指定特定相談支援事業所の拡充に向けた補助金創設（予定）

- 新たに常勤専従の相談支援専門員を配置し、計画相談支援の実施件数等一定の要件を満たした指定特定相談支援事業所に対し、補助金を交付する。

4. 指定特定相談支援事業所向け手引きの作成

- 市自立支援協議会相談支援部会において、**指定特定相談支援事業所向けの計画相談支援に関する手引きを作成する**。これまで指定特定相談支援事業所からの要望が多かった「**障害者総合支援法業務マニュアル**」の内容も盛り込む予定（平成30年度）。

5. 地域の相談支援体制強化に関するモデル事業の実施

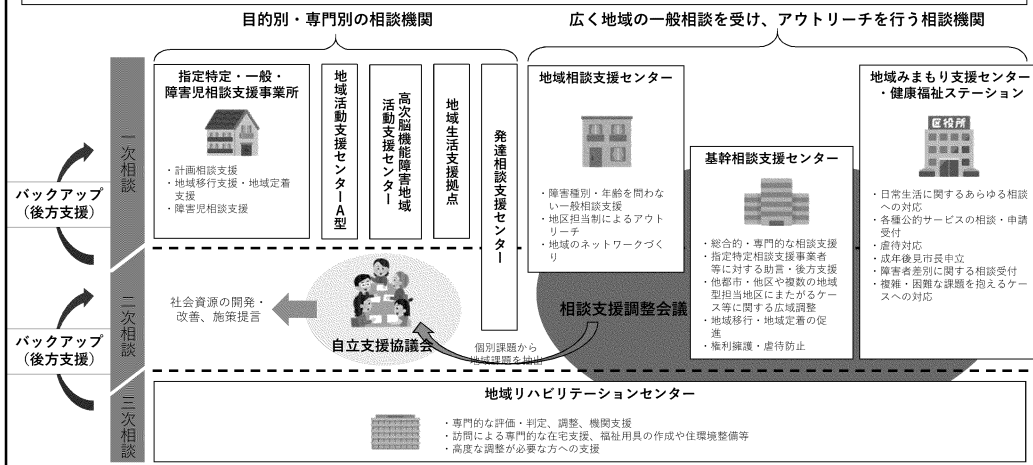
- 幸区において、**地域の相談支援体制強化に関するモデル事業を実施**（平成30年度）。
- 計画相談支援利用者向けの引継ぎに関する周知用チラシの作成、相談支援センターから指定特定相談支援事業所への引継ぎ方法の検討、報酬シミュレーションに関する資料の作成等を実施。

6. 障害者相談支援センターの職員配置基準を緩和（予定）

- 障害者相談支援センターの職員配置基準を緩和し、指定特定相談支援事業所に相談支援専門員を配置しやすくする（平成31年度）。

今後の各相談機関の位置付け（案）

- 地域相談支援センターは、**地区担当制を導入することにより、障害児・者やその家族、関係機関等からの相談のしやすさを向上するとともに、地域の関係機関とのネットワークづくりを行う**。また、指定特定相談支援事業所等に利用者を集めた場合には、その後方支援も行う。
- 基幹相談支援センターは、1次相談機関として総合的・専門的な相談支援を行うとともに、**地域の相談支援事業者等に対する助言・後方支援や、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待防止に関する取組等を行う**。
- 地域みまもり支援センター・健康福祉ステーションは、住民に最も身近な行政窓口として1次相談を受けるとともに、**権利擁護・虐待防止など行政権限の行使が必要なケースへの支援や、複雑・困難な課題を抱えるケースへの対応、地域の相談支援事業者等に対する助言・後方支援等を行う**。
- 地域リハビリテーションセンターは、**専門的な評価・判定・調整や、高度な調整が必要なケースへの支援等を行う**。
- 自立支援協議会については、その目的や役割が曖昧になってきている面があることから、**相談支援活動の中で把握した個別課題から地域課題を抽出してその解決に向けた協議を行う、という本来の機能を果たせる体制に見直ししていく**。



障害者の相談支援体制強化に向けたスケジュール（案）

- 平成31(2019)年度から、計画相談支援体制強化事業費補助金の創設、区役所障害者支援係の体制強化（2係体制へ）。
- 平成31(2019)年度末までに、全区で地域相談支援センターの地区割りを行う。
- 平成31(2019)年度末までに、平成33(2021)年度以降の障害者相談支援センター体制案（叩き台）を策定。
- 平成32(2020)年度中に、第5次かわさきノーマライゼーションプランの策定過程において、今後の相談支援体制のあり方を検討。
- 平成33(2021)年度から、障害者相談支援センターを新体制へ移行（前年度に運営法人の公募を実施するかどうかは未定）、南部リハビリテーションセンター・総合リハビリテーションセンター開設（予定）。

	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
相談支援センター関係	計画相談に関するモデル事業（幸区）	障害者相談支援センターの計画相談支援削減		障害者相談支援センター新体制移行
	地区割りに関するモデル事業（川崎区・中原区）	地区割りに関するモデル事業（平成31年度末までに全区で開始）	障害者相談支援センター新体制移行準備	
		モデル事業の検証結果等	平成33(2021)年度以降の相談支援体制案（叩き台）	
	「障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会」等において平成33(2021)年度以降の相談支援体制のあり方について検討			
その他		区役所障害者支援係体制強化	平成33(2021)年度以降の相談支援体制案 第5次ノーマライゼーションプランの策定過程において相談支援体制を検討 団体ヒアリング、パブリックコメント、市民説明会	南部リハ・総合リハ開設
			平成33(2021)年度以降の自立支援協議会体制案	自立支援協議会新体制移行
		平成33(2021)年度以降の自立支援協議会のあり方について検討	自立支援協議会新体制移行準備	障害福祉サービス等報酬改定
	障害福祉サービス等報酬改定	計画相談支援体制強化事業費補助金（予定）		障害福祉サービス等報酬改定
		主任相談支援専門員養成研修（国）	主任相談支援専門員養成研修（神奈川県）	